

介護保険福祉用具購入

要支援 1、2 または要介護 1～5 の認定を受けた方が、日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担を軽くするために必要な福祉用具で、かつ福祉用具購入費の支給対象となる種類（特定福祉用具）を、特定福祉用具販売事業者として県に指定を受けた事業者から購入した場合、その費用の一部が福祉用具購入費として支給されます。



対象となる福祉用具

種 目	内 容	使用が想定しにくい 状態・要介護度 ※ 1
①腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの	・ 座位保持ができない ・ つかまらないうで歩行できる ・ 移動が自立している ・ 要支援
	洋式便器の上に置いて高さを補うもの	
	電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの	
	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室で利用できるものに限る）	
②自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもので、要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの	・ 排尿が自立している
③排泄予測支援機器	常時装着し、膀胱内の尿量を推定できるもので、一定の量に達した際に居宅介護者等又はその介護を行う者に自動で通知できるもの	・ 排尿が自立している ・ 排尿が全介助である
④簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの	・ つかまらないうで歩行できる ・ 移動が自立している ・ 要支援
⑤移動用リフトの吊り具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの	・ 移乗が自立又は見守りが必要 ・ つかまらないうで立ち上がりできる ・ 要支援、要介護 1、2
⑥入浴補助具	○入浴用いす 座面の高さが概ね 35 cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するもの	
	○浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定することができるもの	

種 目	内 容	使用が想定しにくい 状態・要介護度
⑥入浴補助具	○浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの	
	○入浴台 浴槽のふちにかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの	
	○浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの	
	○浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの	
	○入浴用介助ベルト 身体に巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの	
⑦スロープ ※2	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの (便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)	
⑧歩行器 ※2	脚部の杖先がゴム等のもの (車輪やキャスターがついている歩行車は除く)	
⑨歩行補助つえ ※2	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖 (松葉杖は除く)	

※1 平成16・6・17老振発0617001 厚労省老健局振興課長通知「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

※2 スロープ、歩行器、歩行補助つえは身体状況等により、貸与もしくは購入のいずれかを選択することができます。承認申請する際、利用者には貸与と販売のいずれかを選択できることや選択に当たって必要な情報提供を行ってください。

※ 使用が想定しにくい状態・要介護度であっても、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合がありますのでご相談ください。

申請上の注意

- ケアマネジャーが作成するケアプラン(居宅サービス計画)及び福祉用具専門相談員が作成する特定福祉用具販売計画に位置付けることが必要です。
- 福祉用具購入費の申請にあたっては事前申請が必要です。市の承認を受けずに購入された場合、保険給付ができません。
- メンテナンス等にかかる費用は、利用者と事業者の個別契約に基づき決定されるものとなりますので、介護保険対象外である旨の承諾を得てください。

●同一種目の購入は原則 1 回です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、再度購入ができることもあります。

- ・当該福祉用具が破損した場合

申請時に破損した福祉用具の写真を添付してください。

交換可能な部品が破損した場合は、その部品代のみが保険給付の対象となります。

部品交換ができない場合はメーカーや販売事業者から修理不能の証明をもらってください。

- ・介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用をなさなくなった場合

申請時に以前購入した福祉用具の写真を添付してください。

- ・その他特別な事情がある場合

●事前承認の結果が出るまでには 7 営業日程度かかるため、購入予定日までに余裕をもって申請してください。

●申請書の申請者署名は自筆で書いてください。代筆をする場合は、代筆者の氏名・続柄を記入してください。

●代筆者がケアマネジャーや業者の場合は、代筆の理由を記入してください。

(例：本人が字を書くことができないため など)

●申請の際に、本人の身分証と提出者の身分証が必要になります。

●誤記入した場合は二重線で取消しの上、申請者の印鑑で訂正印を押してください。(修正テープ不可)

●1 枚の申請書で 3 点までしか請求はできませんので、購入数が 3 点を超える場合は、申請書類を分けて作成・提出してください。

例) スロープ 5 点購入の場合→3 点と 2 点に分けて申請書類を 2 枚提出

※同じ物を 2 枚に分けて提出する際に添付する理由書はコピーでも可能です

※支給申請時添付の領収書もそれぞれ別に発行してください

申請に必要な書類

- ・居宅介護(予防)福祉用具購入承認申請書
- ・介護保険 福祉用具が必要な理由書
- ・パンフレットの写し

※特注品の場合は商品及び設置場所の写真と見積書を添付

- ・医学的な所見(排泄予測支援機器のみ)
- ・設置場所記載の平面図(スロープのみ)

支給限度額

支給限度基準額の上限は、1 人につき 1 年間(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)に 10 万円です。

支給申請

購入後、支給申請書の提出を受け、内容確認後に支払いを行います。支払う時期は、次の通りです。

購入した翌月以降の 1 日～10 日の提出 → 提出した月末払い

購入月、若しくは 11 日～月末の提出 → 提出した翌月末払い

購入後は、必要書類を揃えて、速やかに支給申請書を提出してください。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、支払は条件を満たすまで行いません。

（該当要件）

（支払い条件）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| （１） 購入時点の要介護度が未定 | ⇒ 要介護認定が確定（要支援１以上） |
| （２） 入院・入所・ショートステイ中の購入 | ⇒ 在宅生活に戻るまで（外泊は×） |
| （３） 小規模多機能での連泊中の購入 | ⇒ 在宅生活に戻るまで |
| （４） 死亡後に購入 | ⇒ 支給しません。 |

支給申請提出書類

支給申請に必要な書類

○支給申請書

○設置後の写真

○サービス提供証明書（受領委任払いのみ）

○領収書の原本（償還払いのみ）